

いせの里通所リハビリテーション事業所

運 営 規 程

社会福祉法人 網 走 愛 育 会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人網走愛育会が設置経営する通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、職員の人員及び運営管理に関する事項を定め、職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いせの里通所リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 網走市字潮見192番地

(職員の職種と員数)

第4条 事業所に次の職員を置く。(通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを兼職)

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 施設長 | 1名(兼任) |
| (2) 医師 | 1名(兼任) |
| (3) 作業療法士 | 3名(兼任) |
| (4) 支援相談員 | 1名 |
| (5) 看護員 | 3名 |
| (6) 介護員 | 6名(兼任2名) |
| (7) 管理栄養士 | 1名(兼任) |
| (8) 管理員 | 2名(兼任) |

(職務内容)

第5条 前項に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、法人の決定する方針に従い、事業所の運営管理、人事を統括する。
- (2) 医師は、利用者の健康管理、心身機能の維持向上の指導、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう助言指導等を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止及び回復するための訓練を行う。
- (4) 支援相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (5) 看護員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を適格に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するための必要な処置を行う。

- (6) 介護員は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり利用者の心身の状況等を適格に把握し、利用者に対し、適切な介護を行う。
- (7) 管理栄養士は、食事の献立、栄養量計算及び給食記録を行い、委託給食業務を指導管理する。
- (8) 管理員は、施設の安全管理、施設資材の維持及び文章・物品の送達収受、その他利用者送迎バスの運転管理に従事する。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第6条 本事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、毎週月曜日から金曜日迄とする。但し、12月31日から1月3日迄の年末年始を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分迄とする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時迄とする。

(利用定員)

第7条 1日の事業を提供する定員は20名とする。(介護予防通所リハビリテーション定員含む)

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に適した機能訓練(理学・作業療法及びその他リハビリ)のサービスを行い、その記録を保存する。
- (2) 医学的管理の下における介護、レクリエーション、食事、入浴及び送迎サービスを行う。
- (3) 利用者及びその家族に対する相談、助言等の援助を行う。

(通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第9条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を開始するには、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて個別に通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。又、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付するものとする。
- 3 職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする。

(サービス利用料金)

第10条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該事業所に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用の額)

第11条 前条のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

(1) 食費 1食につき 600円

(2) おむつ(尿取りパット・紙おむつ)代 実費相当額(仕入価格を費用の額とする。)

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。なお、経済状況により金額を変更する場合も同様とする。

(通常の実業の実施地域)

第12条 通常の実業の実施地域は、網走市の区域とする。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者が通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際には、次の事項を守るものとする。

(1) 飲酒は、施設長が定めた時間と場所等の範囲内とする。

(2) 喫煙は、敷地内禁煙とすること。

(3) 発火のおそれのある物品は、施設内に持ち込まないこと。

(4) 建物及び備品等は、職員の指示に従い適切に取扱うこと。

(5) 金銭及び貴重品は、各自管理に十分気を付けること。

(6) 施設内で、他の入所者に対する宗教活動は禁止とする。

(7) ペットの持ち込みは禁止とする。

(8) その他特に施設長が定めたこと。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第15条 施設長は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料に供する水について衛生的な管理に努める。

2 施設長は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。

3 施設長は、職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

(提 示)

第16条 施設長は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、サービス担当者会議、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情処理)

第18条 事業所は、提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付するための窓口を設置する。

2 事業所は、提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関し、利用者からの苦情について市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合には指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関し、利用者からの苦情について国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には指導または助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(虐待の防止)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 当該事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(会計の区分)

第21条 事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションとその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第22条 事業所は、利用者、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(教育研修)

第23条 事業所は、職員の資質の向上を図るため内部研修及び外部研修の機会を設けるものとする。

(補 則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については施設長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年8月31日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年6月29日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月11日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

沿 革

「いせの里通所リハビリテーション事業所 運営管理規程」平成12年4月1日、平成16年4月1日（一部改正）、平成16年10月1日（一部改正）施行

平成17年4月1日付け本規程の全部を改正し、題名を「いせの里通所リハビリテーション 運営規程」に改める。